

あけまして  
おめでと  
うございます



# 橋本会計事務所ニユース

編集発行人  
橋本 勉 税理士事務所  
税理士 橋本 勉  
行政書士  
税理士 橋本佳和  
☎ 914-0814  
敦賀市木崎23-12-2  
TEL0770(23)0215・FAX0770(22)9368  
<http://hashimoto.zei-mu.net>

1月

(睦月) JANUARY

1日・元旦 8日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	・	・	・

## ワンポイント お酒の消費量日本一は？

1月はお酒を飲む機会が多く、飲みすぎに注意したいところですが、国税庁の平成16年度分都道府県別酒類販売（消費）状況によると、成人1人当たり年間消費数量の上位は、東京が120.4%でトップ、2位が高知の109.2%で、以下、大阪、新潟、秋田の順。ちなみに全国平均は88.5%となっています。

## 1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出  
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付（納期の特例を受けている事業所は7～12月分） 1月10日  
上記の納期の特例適用者で、納期限の特例に関する届出書を提出している場合 1月22日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出  
1月31日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出 1月31日
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告  
（法人税・消費税等） 1月31日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告 1月31日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告  
（年3回の場合） 1月31日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告 1月31日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出 1月31日

# 還付申告のポイント



所得税の確定申告は、二月十六日から三月十五日とされていますが、これは納税額がある場合であり、還付申告は一月から取り扱われています。そこで還付申告のできる期間や還付申告の留意点についてポイントを整理してみます。

## 1. 還付申告ができる期間

確定申告書を提出する義務はなくても、給与・報酬の源泉徴収税額や予定納税などが納め過ぎになっている場合は、その納め過ぎた税額の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。これを還付申告といいます。

還付申告ができるのは、その年の翌年一月一日から五年間です。

なお、前年の確定申告で申告書を提出した人に納め過ぎの税金がある場合は、還付申告ではなく、「更正の請求」という手続きになります。

更正の請求ができる期間は、原則、確定申告書の法定申告期限から一年以内です。

## 2. 還付申告の具体例

給与所得者は、次のような場合に還付申告をすることができます。

年の中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき

一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき

多額の医療費を支出したとき

特定の寄付をしたとき

配当所得があり、配当控除を受けるとき

災害や盗難などで資産に損害を受けたとき

特定支出控除の適用を受けるとき

## 3. 還付申告ができない場合の具体例

次の所得の場合は、源泉徴収された所得税については、源泉分離課税となっていますので、確定申告により還付を受けることはできません。

銀行預金などの利子所得や投資信託の収益の分配等で一定の

もの  
特定の金融類似商品から生ずる所得  
特定の割引債の償還差益  
懸賞金付預貯金等の懸賞金等

## 4. 雑損控除



自己又は総所得金額等が三十八万円以下で自己と生計を一にする配偶者やその他親族の有する資産について図表1に掲げるような損害を受けた場合には、所得から次のうちいずれが多い金額を控除できます。

「雑損控除の対象となる損失の金額（災害関連支出の額を含む）  
受取保険金・損害賠償金等」  
損失が生じた年分の総所得金額

等×10%  
 災害関連支出の額 五万円  
 \* 損失の金額は、損失が生じた  
 ときの損失を受けた資産の時  
 価を基準として計算されます。

## 5. 医療費控除

### 1 控除対象者

本人に限らず、医療費を支払った時の現況において、生計を一にする配偶者その他の親族まで含まれます。

### 2 控除金額

医療費控除は、所得金額の5%か10万円のいずれか少ない金額を超える部分とさせていただきます。

なお、控除額の上限は200万円となっています。

### 3 控除対象となる医療費の範囲

主なものが図表2に掲げてありますので参考にして下さい。

### 4 その他の注意点

医療費は、その年中に現実に支払った医療費をいいます。また、支払った医療費に消費税等の額が含まれている場合には、消費税等の額を含めた支払額が医療費控除の対象となります。

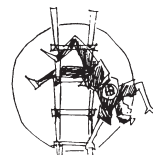
図表1 「雑損控除の対象となる損害、ならない損害」

	雑損控除の対象となるもの	雑損控除の対象とならないもの
発生原因	自然現象による災害(震災、風水害、冷害、雪害など) 人為による災害(火災、爆発など) 白アリなど害虫による被害 盗難や横領による被害	×詐欺、脅迫による被害 ×保証債務の履行による被害
資産の範囲	生活に通常必要な資産(住宅、家具、衣類、現金など)	×別荘 ×競走馬その他射幸目的の動産 ×1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とうなど ×機械など事業用固定資産

図表2 「医療費控除の対象となる医療費、ならない医療費」

	医療費控除の対象となるもの	医療費控除の対象とならないもの
治療・検査	医師に支払った診療費、治療費 医師の往診費用 治療のためのマッサージ、はり、きゅう、柔道整復の費用 異常がみつきり、治療を受けることになった場合の人間ドックの費用	×医師等に支払う謝礼金 ×ホクロをとるなどの美容整形費用 ×成人病の定期検診、人間ドックの費用(異常なしの場合) ×食事療法のための食品の購入代 ×診断書の作成料 ×脱毛費用
歯科	虫歯の治療費、金歯、義歯の費用 治療としての歯列矯正	×歯石除去のための費用 ×美容のための歯列矯正
出産	妊娠中の定期検診費用 出産費用 助産師による分娩介助料	×無痛分娩講座の受講費用
医療品	医師の処方せんにより薬局で購入した医薬品 病気やケガの治療のために、医者に行かず、薬局で購入した医薬品	×疲労回復、健康増進、病気予防などのために購入した医薬品(ビタミン剤など)や漢方薬 ×薬局・薬店で買った体温計
通院・入院	通院や入院のための交通費 電車やバスでの移動が困難なため乗ったタクシー代 保健師や付添人などに療養上の世話を受けるために支払った費用(親族に対するものを除く)	×通院のための自家用車のガソリン代 ×出産のために実家に帰る交通費 ×自己の都合で希望する特別室の差額ベッド料金など

## 新年のご挨拶



明けましておめでとうございます。

昨年見直された給与所得の源泉徴収税額表（月額・日額・賞与）の適用が1年だけで終わり、新しい税額表が1月から適用されます。定率減税の全廃と所得税の税率変更によるものですが、税率変更は政府が進めるいわゆる三位一体改革に伴うもので、国から地方への税源委譲として、所得税と個人住民税の税率が見直され、給与所得者の場合ほとんどの人が、所得税は1月から減り、個人住民税は6月から増えます。税額表はこれを反映したものとなっています。

4月からは健康保険の標準報酬月額の上限が98万円から121万円に、下限が9万8千円から5万8千円に変わり、等級数も39等級から47等級に増えます。標準賞与額の上限も1回につき200万円から年間540万円に見直されます。

日本経済は、景気拡大が続き、昨年11月に戦後最長の「いざなぎ景気」（昭和40年～45年、57ヶ月）を抜きましたが、中小企業経営者の方からは実感がわかないとの声が聞かれます。商品は値上げできず従業員の給料も上げられない状況では、もっともと思われる。中小企業にも陽が当たるよう政府に期待したいところです。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

### 消費税の届出履歴の確認を！

簡易課税を選択していた事業者が、基準期間の課税売上高が免税点である一千万円以下となり消費税の納税義務を免除され、その後基準期間の売上高が一千万円超五千万円以下となり、再び課税事業者となった場合の仕入税額控除額計算は、「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出していない限りは、簡易課税によることとなります。

また、簡易課税を選択していた事業者が、基準期間の課税売上高が五千万円を超え、原則課税による仕入税額控除額計算をしている場合においても、その後基準期間の課税売上高が一千万円超五千万円以下となったときは、簡易課税による仕入税額控除額計算をすることとなります。一度、届出書の履歴をご確認されてはいかがでしょうか？

### 借換手数料の損金算入時期

**Q** 当社は、A銀行に対する長期借入金がありますが、今後の金利動向を検討した結果、借入期間の途中で借換えを行うこととしました。この際、A銀行に対して解約違約金を支払うこととなりますが、この処理方法を教えてください。

**A** 金融機関との金銭消費貸借契約では、債務者が繰り上げ弁済した場合には、金融機関に対して違約金を支払う旨の約定を交わすのが一般的なようです。

ご質問の場合の解約違約金も約定によるものと思われませんが、これは繰上弁済により銀行が失う利益の補填であり、一種の損害賠償金であると考えられます。

この損害賠償金は、原則として、その支払う金額が確定した時点で損金算入されますが、これを分割払いの方法により支払う場合には、その賦払金の額はその支払期日を含む事業年度の損金の額に算入されます。